

令和6年3月

萩市議会定例会議案

## 議 案 目 次

議案番号	件 名	
4	令和5年度萩市一般会計補正予算（第10号）	1
5	令和5年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算 （第3号）	7
6	令和6年度萩市一般会計予算	11
7	令和6年度萩市土地取得事業特別会計予算	13
8	令和6年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算	15
9	令和6年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算	17
10	令和6年度萩市休日急患診療事業特別会計予算	19
11	令和6年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算	21
12	令和6年度萩市介護保険事業特別会計予算	23
13	令和6年度萩市水道事業会計予算	25
14	令和6年度萩市下水道事業会計予算	27
15	令和6年度萩市病院事業会計予算	29
16	萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び萩市病院事 業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	31
17	萩市総合情報施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例	33
18	萩市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	35
19	萩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	37
20	萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条 例	39
21	萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	41
22	萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例	43
23	萩市介護保険条例の一部を改正する条例	47
24	萩市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例の一部を改正する条例	49
25	萩市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運 営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例	53

2 6	萩市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	5 5
2 7	萩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	6 1
2 8	萩市漁港管理条例の一部を改正する条例	6 5
2 9	萩市自然と観光の広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	6 7
3 0	萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	6 9
3 1	萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	7 1
3 2	萩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	7 3
3 3	萩市水道給水条例及び萩市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	7 5
3 4	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	7 7
3 5	萩市過疎地域持続的発展計画の変更について	8 9
3 6	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	9 1
3 7	指定管理者の指定について	9 5
3 8	教育委員会委員の任命について	9 7
3 9	人権擁護委員の候補者の推薦について	9 9



## 議案第4号

### 令和5年度萩市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度萩市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,092,220千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
10.	地方特例交付金		19,000	374	19,374
		2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	374	374
11.	地方交付税		12,049,844	301,103	12,350,947
		1. 地方交付税	12,049,844	301,103	12,350,947
15.	国庫支出金		4,374,811	17,643	4,392,454
		1. 国庫負担金	2,305,653	12,347	2,318,000
		2. 国庫補助金	2,059,246	5,296	2,064,542
16.	県支出金		2,450,745	13,645	2,464,390
		1. 県負担金	1,045,127	4,482	1,049,609
		2. 県補助金	1,268,975	9,163	1,278,138
19.	繰入金		2,278,224	△241,172	2,037,052
		1. 基金繰入金	2,278,224	△241,172	2,037,052
22.	市債		2,774,800	48,600	2,823,400
		1. 市債	2,774,800	48,600	2,823,400
歳入	入	合計	32,952,027	140,193	33,092,220

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 総務費		4,251,086	94,357	4,345,443
	1. 総務管理費	3,774,142	90,111	3,864,253
	2. 徴税費	235,440	2,046	237,486
3. 民生費	3. 戸籍住民基本台帳費	119,623	2,200	121,823
		10,497,058	33,447	10,530,505
	1. 社会福祉費	1,836,244	△14	1,836,230
7. 商工費	4. 児童福祉費	2,623,014	33,461	2,656,475
		2,571,445	6,614	2,578,059
	1. 商工費	1,989,855	6,614	1,996,469
8. 土木費		1,806,571	5,775	1,812,346
		93,085	5,775	98,860
	合計	32,952,027	140,193	33,092,220



第2表 繰越明許費補正

款	項		事業		金額
	1. 総務管理費	2. 徴税費	3. 戸籍住民基本台帳費	4. 老人福祉衛生費	
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎	整理	備	29,528
	2. 徴税費	個人	住民税	減額	28,028
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍	管理	事務	2,046
3. 民生費	3. 老人福祉衛生費	住民基本台帳	管理	等	6,765
		老人福祉	施設	シス	7,300
4. 衛生費	1. 保健衛生費	老人福祉	施設	設備	376,043
		新型	コ	ナ	277,759
6. 農林水産業費	1. 農業費	農業	水路	等	2,309
		農業	水路	等	12,171
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	農業	水路	等	2,200
		林業	維持	管理	33,770
		水産	管理	港	299
9. 消防費	1. 消防費	水産	基	盤	4,221
		山陰	道	道	8,333
10. 教育費	5. 保健体育費	羽賀	線	道	5,193
		橋り	よ	う	45,918
10. 教育費	5. 保健体育費	老朽	危	険	1,408
		消防	器	庫	24,948
10. 教育費	5. 保健体育費	避難	所	用	3,672
		新防	災	行	230,832
合計					1,501,881
合計					1,010,349

第3表 地方債補正

起	債	の	目	的	補正後					
					上段	下段				
					限	額				
保	育	所	設	備	改	修	事	業	費	9,000
										7,800
萩	市	観	光	協	会	補	助	金	事	業
										21,100
										20,400
河	川	事	業	県	工	事	負	担	金	事
										25,700
										4,300
中	学	校	施	設	予	防	保	全	事	業
										48,100
										39,800
公	民	館	等	施	設	改	修	事	業	費
										7,400
										7,000
萩	博	物	館	空	調	設	備	改	修	事
										134,300
										131,000
農	業	施	設	災	害	復	旧	事	業	費
										34,900
										34,700
減	収		補	填						13,100
										-
										2,823,400
										2,774,800

## 議案第5号

令和5年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

令和5年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5. 繰入金		695,368	△14	695,354
	1. 一般会計繰入金	539,027	△14	539,013
8. 国庫支出金		0	14	14
	1. 国庫補助金	0	14	14
歳入	合計	6,847,532	0	6,847,532

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
歳	合計	6,847,532	0	6,847,532
出	合			

## 議案第 6 号

令和 6 年度萩市一般会計予算

令和 6 年度萩市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫





## 議案第7号

令和6年度萩市土地取得事業特別会計予算

令和6年度萩市土地取得事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、  
市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫



## 議案第8号

令和6年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算

令和6年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫



## 議案第9号

令和6年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算

令和6年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫



## 議案第10号

令和6年度萩市休日急患診療事業特別会計予算

令和6年度萩市休日急患診療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫





## 議案第 1 1 号

令和 6 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 6 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫



## 議案第 1 2 号

令和 6 年度萩市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度萩市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、  
市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫



## 議案第13号

令和6年度萩市水道事業会計予算

令和6年度萩市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫



## 議案第14号

令和6年度萩市下水道事業会計予算

令和6年度萩市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫





## 議案第15号

令和6年度萩市病院事業会計予算

令和6年度萩市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫



## 議案第16号

萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び萩市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び萩市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年萩市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(萩市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 萩市病院事業の設置等に関する条例（平成17年萩市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 議案第 17 号

萩市総合情報施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市総合情報施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

萩市総合情報施設の設置及び管理に関する条例（平成 21 年萩市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を次のように改める。

第 15 条 削除

第 16 条中「、第 14 条第 2 項の再開始手数料及び前条第 3 項の広告放送料」を「及び第 14 条第 2 項の再開始手数料」に改める。

第 22 条中「、第 14 条第 2 項の再開始手数料又は第 15 条第 3 項の広告放送料」を「又は第 14 条第 2 項の再開始手数料」に改める。

別表を削る。

#### 附 則

この条例は、萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年萩市条例第 38 号）の施行の日から施行する。



## 議案第 18 号

萩市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

萩市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年萩市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第 2 項中「法別表第 1」を「法別表」に、「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。





## 議案第 19 号

萩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

萩市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年萩市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第20号

萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年萩市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「並びに期末手当」を「、期末手当並びに勤勉手当」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 給与条例第31条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第18条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第18条の2 給与条例第31条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第31条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬等の

1月当たりの平均額」とする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 21 号

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成 26 年萩市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 54 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



## 議案第 22 号

萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

萩市国民健康保険条例（平成 17 年萩市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」を削り、「、病床転換支援金等及び」を「及び病床転換支援金等並びに」に改め、「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 11 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、

「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条から第18条の2までを次のように改める。

第15条から第18条の2まで 削除

第19条中「第1項又は第15条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条第1項の基礎賦課額と第15条の基礎賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条第1項において同じ。）」を削る。

第19条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第19条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第19条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第19条の6の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「政令第29条の7第3項第4号ただし書き」を「政令第29条の7第3項第4号ただし書」に改め、同項第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第19条の7から第19条の11までを次のように改める。



第19条の7から第19条の11まで 削除

第19条の12中「又は第19条の7」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条において同じ。）」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第20条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第28条第1項中「、第15条」及び「若しくは第19条の7」を削り、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第18条」を削り、同条第2項中「、第15条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第19条の7」を削り、「又は第21条」を「若しくは第21条」に改め、「若しくは第18条」を削る。

第29条第1項中「又は第15条」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「又は第15条」及び「又は第19条の7」を削り、「22万円」を「24万円」に、「第2項」を「前項」に改め、同条第4項中「又は第15条」を削る。

第29条の3第1項中「又は第18条」を削り、同条第3項中「又は第18条」、「又は第19条の10」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第19条の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第18条」を削り、同条第6項中「又は第18条」、「又は第19条の10」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第19条の6第2項」と」を削る。

第29条の4第1項中「又は第15条」を削り、同条第3項中「又は第15条」及び「又は第19条の7」を削り、「22万円」を「24万円」に、「第2項」を「前項」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第15条」を削り、同条第7項中「又は第15条」及び「又は第19条の7」を削り、「22万円」を「24万円」に、「第6項」を「前項」に改め、同条第8項中「又は第15条」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の萩市国民健康保険条例第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第23号

萩市介護保険条例の一部を改正する条例

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市介護保険条例の一部を改正する条例

萩市介護保険条例（平成17年萩市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「27,300円」を「27,130円」に改め、同項第2号中「40,950円」を「40,850円」に改め、同項第3号中「40,950円」を「41,150円」に改め、同項第4号中「49,140円」を「53,670円」に改め、同項第5号中「54,600円」を「59,640円」に改め、同項第6号中「65,520円」を「71,560円」に改め、同項第7号中「70,980円」を「77,530円」に改め、同項第8号中「81,900円」を「89,460円」に改め、同項第9号中「92,820円」を「101,380円」に改め、同項第10号中「95,550円」を「113,310円」に改め、同項第11号中「109,200円」を「131,200円」に改め、同項第12号中「122,850円」を「146,110円」に改め、同号ア中「1,020万円未満」を「1,000万円未満」に改め、同項第13号中「136,500円」を「161,020円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,380円」を「16,990円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,380円」を「16,990円」に、「27,300円」を「28,920円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,380円」を「16,990円」に、「38,220円」を「40,850円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の萩市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第 24 号

萩市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

萩市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年萩市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第 10 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第 17 条の 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 22 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 25 条中「同一敷地内にある」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第25条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第27条中「第69条の2及び第69条の3」を「第69条の3及び第69条の4」に改める。

第33条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第38条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第61条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を削る。

第48条中「第69条の2」を「第69条の3」に改める。

第51条の5中「当該施設の医師」を「規則第136条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第55条及び第59条中「第69条の2」を「第69条の3」に改める。

第64条の2に次の1項を加える。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第68条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第69条の3を第69条の4とし、第69条の2を第69条の3とし、第69条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第69条の2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第78条中「次条第1項」を「第79条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第78条の2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第80条中「第69条の2及び第69条の3」を「第69条の3及び第69条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の萩市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第33条第3項及び第64条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。



## 議案第 25 号

萩市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

萩市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年萩市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 条の 2」を「第 16 条の 3」に改め、「第 31 条の 2・」を削り、「第 32 条」の次に「・第 33 条」を加える。

第 7 条ただし書及び第 10 条中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 章中第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第 16 条の 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 22 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第27条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第29条に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の萩市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第22条第3項の規定の適用については、当該規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

## 議案第26号

萩市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

萩市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年萩市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」の次に「・第38条」を加える。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合につ

いては、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ、」の次に「利用者又はその家族に対し、」を加え、同条第3項中「職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「地域包括支援センター運営協議会」の次に「（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規

定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）」を加え、同条第4号中「次章の規定」の次に「（第34条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第34条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第34条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期

間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第34条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第37条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の萩市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第24条第3項(新条例第36条において準用する場合を含

む。)の規定は適用しない。





## 議案第 27 号

萩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例

萩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年萩市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 35 条」の次に「・第 36 条」を加える。

第 4 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「利用者の数が 35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 16 条第 3 2 号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ、」の次に「利用者又はその家族に対し、」を加え、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第31号を同条第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同

条中第29号を第31号とし、第18号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号から第12号」を「第5号から第14号」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「利用者の居宅を訪問し、」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第3号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事

項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第13号」を「第16条第15号」に改め、同項第2号イ中「第16条第7号」を「第16条第9号」に改め、同号ウ中「第16条第9号」を「第16条第11号」に改め、同号エ中「第16条第15号」を「第16条第17号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1項を加える。

(3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第35条第1項中「第16条第28号」を「第16条第30号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の萩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第25条第3項(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。

## 議案第28号

萩市漁港管理条例の一部を改正する条例

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市漁港管理条例の一部を改正する条例

萩市漁港管理条例（平成17年萩市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第14条第1項中「土砂の採取又は」を「土砂の採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 議案第29号

萩市自然と観光の広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市自然と観光の広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

萩市自然と観光の広場の設置及び管理に関する条例（平成17年萩市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中萩市観光「自然と歴史」情報センターの項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。





## 議案第30号

萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年萩市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を次のように改める。

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第 31 号

萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

萩市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年萩市条例第 252 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 900 円」を「9, 100 円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12, 440 円」を「12, 500 円」に、「13, 320 円」を「13, 350 円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10, 670 円」を「10, 800 円」に、「11, 550 円」を「11, 650 円」に、「12, 440 円」を「12, 500 円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8, 900 円」を「9, 100 円」に、「9, 790 円」を「9, 950 円」に、「10, 670 円」を「10, 800 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の萩市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷

病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議案第 3 2 号

萩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

萩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（附属機関）

第 1 0 条 水道事業及び下水道事業の重要な事項について調査及び審議を行うため、管理者の附属機関として、萩市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



### 議案第 33 号

萩市水道給水条例及び萩市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

#### 萩市水道給水条例及び萩市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

(萩市水道給水条例の一部改正)

第 1 条 萩市水道給水条例（平成 17 年萩市条例第 290 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 35 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(萩市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第 2 条 萩市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成 24 年萩市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。





### 議案第 34 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

# 総合整備計画書

山口県萩市見島本村辺地  
(辺地の人口551人・面積4.0km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

いくらげ、うね、そせ婦、なごうた、なごう田、浦地、横畑、王神、下坂下り、下城ケ原、下杖畑、下大平、下中山、下尾山、下蓑干、下老ノ木、河原畑、角畑、茅ノ内、久保田、宮崎、堅田、見田、後通り、江良、荒谷、高見山、高上、山口、山崎、寺山、住吉、小柄作、上ノ山、上杖畑、上大平、上中山、上蓑干、神田、吹戸、瀬畑、瀬付、瀬附、正覚坊、西遠田、西栗畑、西赤穂津、西大内、西樽見、西通り、西払子、石原、石原畑、扇畑、前尾山、草谷、蔵干、蔵崎、打越、大角畑、大久保、大歳、大谷、大峠、棚ケ上、中小路、中尾山、天女、田屋、田尻、東赤穂津、東大内、東通り、東払子、南赤穂津、南払子、八町八反、晩台山、晩臺山、樋ノ口、俵畑、苗代、平瀬、別屋、片く、片尻、法入道、北坂下り、北正覚坊、北尾山、榎、満ぜ、名切、明屋、明氏田、木ノ口、目崎、薬師畑、藪作り、遊禰、老ノ木

(2) 地域の中心の位置                      萩市見島19番地8

(3) 辺地度点数                                231点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本土（浜崎港）から北方44.3kmの日本海西部に浮かぶ孤立小型の離島である。

交通機関は、1日2～3往復の定期船が就航し、約70分で辺地と本土を結んでいる。産業は農業及び漁業が中心で、これに観光業が付随している。

これまで生活基盤施設や教育文化施設の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

既存の超音波画像診断装置は平成21年度に整備し、経過年数は法定耐用年数6年を大きく超えている。画像が劣化しており、メーカーも保守サービスを終了している。診療所において提供する医療サービスの質と安全性を担保するために、整備が必要である。

### 3 公共施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	萩市	16,072	8,035	8,037	7,800
情報通信施設	萩市	30,200		30,200	19,900
共同牛舎施設	萩市	62,369	1,995	60,374	60,200
集会施設	萩市	11,631		11,631	11,500
合計		120,272	10,030	110,242	99,400

# 総合整備計画書

山口県萩市見島宇津辺地  
(辺地の人口152人・面積2.6km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

うな神、お駒、がん佛、はぶ、むくわ、宇津崎、榎ヶ久保、塩坪、下いつ森、下はぶ、下蟹穴、下石原畑、下石戸、下蔵床、下昼谷、下和木、蟹穴、葛尾、久保滝山、九戸瀬、駒、駒山、見ノ口、古牧、高州、砂見田、才並、坂ノ畑、三谷、山田、七日町、宗津、小今、小作、庄司畑、上塩坪、上蟹穴、上古牧、上三谷、上神畑、上石原畑、上石戸、上滝山、上昼谷、上浜、上和木、水穴、船戸、走り下り、蔵床、大竹、大田、大田ヶ上、滝山、中お駒、中はぶ、中鑄、中山田、中石戸、中滝山、中浜、昼谷、長谷、道ノ田、峠蔵床、南いつ森、南うな神、南山田、浜、北いつ森、北坂ノ畑、北蔵床、北滝山、来栖、磯神畑

(2) 地域の中心の位置 萩市見島1834番地7

(3) 辺地度点数 302点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

見島は、本土（浜崎港）から北方44.3kmの日本海西部に浮かぶ孤立小型の離島で、島の南側の本村地区と北側の宇津地区から成り立っている。

見島と本土を結ぶ交通機関として、1日2～3往復の定期船が就航しており、当該辺地内の宇津港と本土との所要時間は約80分である。また、島の産業は、農業及び漁業が中心であり、これに観光業が付随している。

当該辺地内において、これまで生活基盤施設や交通施設の整備等の諸事業を実施してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

3 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道神畑線	萩市	228,000		228,000	228,000
合計		228,000		228,000	228,000

# 総合整備計画書

山口県萩市大島辺地  
(辺地の人口652人・面積2.5km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

しとふせ、たこの瀬、たたか瀬、ニリ原、沖手、花津良、巻詰、丸山、宮ノ脇、櫛毛、山角、枝迫、寺山、持山、芝原、焼竹、常村、水ノ上、清ケ久保、石組、赤はげ、川ノ上、大久保、大能、中尾、長磯、長迫、長畠、長浜、塚小勢、辻山、田湍河地、斗麦、東川地、堂庄原、奈良木、鉢ケ尾、美ノ小瀬、平原、平畠、壁ノ上、片山、片尾、法花屋敷、毛無、蓼原

### (2) 地域の中心の位置

萩市大島31番地

### (3) 辺地度数

133点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本土（浜崎港）から北方9.0kmの日本海西部に浮かぶ外海本土近接型の離島である。

交通機関は、1日4～5往復の定期船が就航し、約25分で辺地と本土を結んでいる。人口は、辺地の南部に密集しており、産業は、農業及び漁業依存型の構造となっている。

これまで生活基盤施設や教育文化施設、道路の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

老朽化している公民館、出張所及び診療所の建て替えにデイサービス施設を併せ、大島複合施設として一体的に整備することで、島民が安心して生活できるサービス提供体制を整えとともに、施設の維持管理の効率化を図る。

防災行政無線は、恒常的な行政情報の案内のみではなく、自然災害、テロ、国民保健、感染症等の危機発生時に緊急情報発信手段として活用される。大島複合施設整備に伴い、屋外拡声子局を新設する。

### 3 公共施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
防災行政無線	萩市	15,982		15,982	15,900
公民館	萩市	100,711		100,711	100,700
老人福祉施設	萩市	45,385		45,385	22,600
診療施設	萩市	123,075	25,772	97,303	97,000
消防施設	萩市	7,480		7,480	7,400
合計		292,633	25,772	266,861	243,600

# 総合整備計画書

山口県萩市相島辺地  
(辺地の人口140人・面積1.7km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

カフロック、こふろく、スモト、安台、井ノ上、永見、於市ケ森、奥山、下屋崎、火ノ舟、火舟、開作、貝津、鎧所、宮ノ甲、牛ケ久保、京園端、京坊、教田畑、後、高平、高平口、合ノ前、根瀧、坂ノ上、三好、志和津、寺ノ上、寺之上、篠竹、小桑、小森、小池、松葉、乗越、常井、須本、水ケ平、生垣、赤刈、川、船戸、船津、大ビラ、大山、大迫、大畑、大品島、大平、大磯、中畑、中尾、長見、長迫、陳勢、田畑、登年、入海、入海滝平、尾尻、平曾、平測、網代作り、網代滝平、野々井、林

(2) 地域の中心の位置                      萩市相島168番地2

(3) 辺地度数                                      231点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

相島は本土（浜崎港）から北方14.2kmの日本海西部に浮かぶ外海本土近接型の離島である。

交通機関は、1日3往復の定期船が就航し、約40分で辺地と本土を結んでいる。人口は辺地の南東部に密集しており、産業は、葉タバコやスイカ等の農業が中心で、これに浅海の水産業が付随した構造となっている。

これまで生活基盤施設や教育文化施設の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境や消防施設等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。



### 3 公共施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
情報通信施設	萩市	10,703	4,122	6,581	6,500
飲用水供給施設	萩市	12,900		12,900	6,400
渡船施設	萩市	30,000		30,000	30,000
消防施設	萩市	2,550		2,550	2,500
合計		56,153	4,122	52,031	45,400

# 総合整備計画書

山口県萩市弥富辺地  
(辺地の人口374人・面積23.2km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

河内、東河内、中オケ埜、前軍場、行場、むくろじ、巻佛、中惣助、下惣助、上惣助、臺田、惣助、野地、古宮、大畠、原田、宮ヶ埜、道佛、蔭入道、中山谷、岩鼻、火竹浴、オケ埜、下向殿、二ノ中山谷、上向殿、中向殿、山ノ神、松尾谷、金口、三積、湯生田、橋ノ本、長浴、杉山、休ノ木、森ヶ原、オケ埜尻、下亥ノ迫尻、河ヶ浴、奥畑、長畠、下須通、下奥畑、崩ヶ埜、上須通、芝、柚ノ木、有ノ木、女山埜、中奥畑、法師ヶ浴、松原、迫、畠田、山下、下浴、亥ノ迫、賀納松、小田、亥ノ迫尻、田ノ口浴、田ノ口、田屋、郷六、上土居、中土居、附廻、杵な、上亥ノ迫、炭山、落山、下河原、野々元、大工屋敷、奈古地、札ヶ尾、上大坪、深浴、中開作、下オケ埜、西河内、鍛冶屋敷、観音原、山谷、登り尾、下大崩、焼暮、大崩、桧ノ木、中村、下大坪、須通り、宮ノ奥、大道平、中馬場、大久保、堤、志ば、東堤、北堤、上山崎、稲田、地藏元、王子ヶ前、平治郎、竹ノ内、山崎、下土居、仙田、代山、大所、青柿、代明、熊ヶ谷、大坪、惣治郎、臺山、柿澄、無久呂地、奈古屋、大町、藪ヶ浴、長分、坂根、須通、昆布口、石佛、大平、屋敷田、南久保、開作、赤迫、善神、中坪、堂ノ前、岸ヶ本、萩原、亥ノ尻、赤土、深田、鳥屋ノ前、岩ヶ本、舟ヶ浴、神田、仮足、八ヶ久保、鳥越、清水、半ノ田、榎ノ木田、違田、道ノ前、中河原、行成、姥屋敷、下亥ノ迫、土居、段ノ原、瀧ヶ迫、神出、土井手、上下河原、上落山、下ノ馬場、亀ノ甲、恵美須ヶ森、上野地、館、軍場、樋口、丹波ヶ浴、法印給、金町、善才、法印絵、中堤、青木、屋形、向河内、古坂、芋ヶ浴、石ヶ休、下ノ浴、太布ノ木、水上、鳥帽子明、堂ノ本、中野地、廣間、湯蓋、い毛ヶ浴、榎木奥、中野、登尾、明見、笹ヶ埜、焼場、エボシ明、中亥ノ迫、向殿、な古地、いづらぐち、栗ノ浴、古屋ヶ原、大橋、掛ノ下、たぶの木、大浴、森ヶ埜、着ノ浴、中山、恵ぼし方、山神、臺ノ田、焼餅埜、田ノ口埜、廣ノ儀、蔭入道浴、地藏元、平ノ尻、かじ屋敷、木屋ヶ原、橋本、ひノ木、榎木田、小谷、小谷口、川平、鬼岩、神田、田原、中塚、狸平、臺、牛船、下畑、亀ノ甲、狐尾、掛平、栃木、竹ノ尾、大迫、柿ノ木原、堤下、阿城、郷ノ前、宮ノ下、伊織ヶ浴、坂辻、黒杭、向原、上市、中市、鍛冶屋、井手平、桑原、石原、樋口、上穴久保、檜ヶ浴、佛ヶ埜、上檜ヶ浴、本浴、當ヶ浴、平畠、流田、下本浴、生勸防、河内畑、寺田、下當ヶ浴、下佛ヶ埜、滑迫、軍場、下城ヶ谷、青木ヶ本、鹿遊、北行成、立平、横屋、榎田、河内神、鳥越、丸山、中ノ坪、柳川、横屋原、一ノ谷、名主分、長濱、中入、下穴久保、真

名ノ臺、真名臺、境、中藪、足平、大坪、大森、朴、上小田、いら尾、坂根、牛ヶ迫、下神白、木城河内、須賀、障子ヶ迫、岡、陰平、堂ヶ原、榎木田、蛇ノ尾、古森、黒岩、姥喰、石ヶ本、たぶがう津、上一ノ谷、大谷、原竹、突抜、さな口、上神防、小垣、楮原、南行成、向河内、椎ノ木埜、浴田、畔畑、南谷、水上、大田、大野、中尾、蔭平、括り木、神畠、牛畑、神白、五反田、入野、上古川、すげヶ迫、高江埜、森下、松ヶ尾立山ノ尾、松ヶ尾、弥迫、向山清水ノ平、梅ノ木埜、三原ヶ迫、通迫、上田中、あんの浴、遠田、下中村、安ノ浴尻、板潜、道永、下松、中村、爐迫、石切ヶ埜、金谷東側、大橋、茶畑浴、向山、下田中、水神森、とちの木、車坂、下市、當ノ上、沖田、荒神原、ひぢり河内、寺屋敷、金谷、かづら、がふとう、藪尻、室ヶ谷、火ノ迫、岩ヶ本、白別當、禮ヶ埜、大浴、小竹原、椿ヶ本、火渡、埜ノ原、松ヶ迫、水呉川、西ヶ浴、上大淵、ヤ治ヶ迫、猿屋、たたみ原、溝落、さるや、たたみ、六分一、永屋、寺尾、當ノ浴、森、下森沖、後、熊ヶ埜、中隠居、上森沖、水神川、ぬた久保、野中、和田、藤木、水船、杉臺、寺ノ前、上ノ岡、安要寺、上神白、西、芝、水久保、岩ヶ元、木戸岩、明権寺、一万、田尻、礼ヶ埜、たゝみ、つか尾、大埜、登屋、ゆるぎ橋、漆畑、切抜、眞名ヶ平、扇畠、うるし畠、添畠、上土居、いはい免、埜浴、溝下、竹のはな、上和田、古川、龍権堂、中河原、下田尻、とび可す、下狸平、つが尾、小坂、ださい、下古川、蒲原、井手ヶ原、生観坊、山ノ埜、合嶋、安ノ浴、上合嶋、上本浴、屋敷畑、よりやヶ迫、浴平、榎ノ木、流田浴、防主田、團子石、石井手、だんご石、浴、寿げヶ迫、大滑、岡山、入防、水谷、大津、森原、上古森、中藪、下森、久兵衛奥、上佛ヶ埜、芋ヶ浴、熊ヶ岳、丸小山北側、古屋、志をれ、しぼりヶ浴、流田川端、提頭、天神平、當ヶ原、保曾浴、木屋ヶ浴、奥木屋ヶ浴、高平、滑、瀧根、及谷北側、八久保、引屋敷、長浴、大道平、林原、藤木宮ノ尾、懸平、吉部ヶ也、及谷南側、藤木埜、藤木埜上平、及谷奥板替、寺野前、善ヶ平、狸穴、小田、丸小山東側、丸小山南側、上和田北側、水谷東平、桑ノ木田、桑ノ木田、岸高、森平、藤木埜下平、上城ヶ谷、出張、弥迫中尾、小鍬、大浴尻、青木、下檜ヶ浴、長濱山、芋尻、下佛ヶ浴、中山、水谷奥、岩や、岩屋、吉部ヶ瀬、水谷西平、吉部ヶ也奥、平野、下神畠、上山崎、田畠、清水、若ヶ塚、うつぎ、大鍬、登尾、一ツヤ、茅ヶ迫、桑原後平、上和田下夕、森埜、大平、上田ヶ平、穴久保、下陰平

(2) 地域の中心の位置 萩市大字弥富下4041番地10

(3) 辺地度点数 200点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

弥富辺地は、市中心部から約2.7km北東の、農業が基幹産業の中山間地域に位置している。公共交通機関は、令和2年度から民営のバスが廃止路線となり、地域住民の生活に支障を来していることから、地域住民の移動用車両整備等の交通手段の確保が求められている。

弥富辺地においては、農業の振興及び地域住民の安全・安心な生活環境の整備を推進するとともに、当該辺地に存在する萩ジオパークを構成する資産等をいかした観光業及び交流人口の増加により、地域の活性化を図る必要がある。

また、地域住民の高齢化の進展により、医療及び介護といった福祉施設の充実が求められていることに加えて、弥富辺地唯一の診療施設である弥富診療センターでは、医療用の機械器具等が老朽化しており、地域の医療体制を維持するために、当該機械器具等を整備する必要がある。

さらに、地域住民の集会及び交流施設である弥富交流促進センターについては、避難所としても活用されていることから、地域住民が安心して利用できるように整備する必要がある。

### 3 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
高齢者 福祉施設	萩市	18,107		18,107	9,000
観光施設	萩市	25,405	451	24,954	24,900
診療施設	萩市	5,544	2,117	3,427	3,300
集会施設	萩市	20,800		20,800	19,200
合計		69,856	2,568	67,288	56,400

## 議案第35号

萩市過疎地域持続的発展計画の変更について

萩市過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の一部を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

持続的発展 施策区分	変更後	変更前
	事業名 (施設名)	事業名 (施設名)
6 子育て環境の確保、高齢者福祉等の保健及び福祉の向上及び増進	<u>(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター</u>	



## 議案第36号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年4月1日から、山口県市町総合事務組合に萩・長門清掃一部事務組合を加入させ、山口県市町総合事務組合同約（平成18年指令平18市町第815号）第3条第8号及び同条第11号に規定する事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えること並びにこれに伴い山口県市町総合事務組合同約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 山口県市町総合事務組合同約の一部を改正する規約

別表第1中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

別表第2の2の項中「、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合」を「、

玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合」に改め、同表の6の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表の8の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改め、同表の11の項中「下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合」を「山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

附 則



この規約は、令和6年4月1日から施行する。



## 議案第37号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
萩市国民健康保険佐々並診療所	医療法人丘病院	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
三見床並地区飲料水供給施設	三見床並水道管理組合	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
三見手水川地区飲料水供給施設	三見手水川水道管理組合	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
大井羽賀地区飲料水供給施設	大井羽賀水道管理組合	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
白上団地飲料水供給施設	白上団地水道管理組合	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
佐古団地飲料水供給施設	佐古団地水道管理組合	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
萩市福栄新規就農者技術習得施設	株式会社ふくえ	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
萩市川上地域食材供給施設	有限会社アクアグリーン川上	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
萩市須佐農林産物加工特産品センター	る～らる利用組合	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
萩市川上農林産物直売施設	萩市川上農林産物直売施設出荷協議会	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
萩市福栄農林産物直売施設・地域食材供給施設	株式会社ふくえ	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
萩市川上林業機械施設	阿武萩森林組合	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
萩市自然と観光の広場	一般社団法人萩市観光協会	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
萩市川上池ヶ原交流促進施設	有限会社アクアグリーン川上	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
萩阿武川温泉ふれあい会館	有限会社アクアグリーン川上	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

萩市須佐海苔石休憩所	一般社団法人須佐おもてなし協会	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
------------	-----------------	---------------------------

## 議案第38号

教育委員会委員の任命について

萩市教育委員会委員として、次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所

よこ やま たけ し  
横 山 武 志

略 歴

- 元 萩市立川上小学校PTA会長
- 元 萩市スポーツ推進委員
- 元 萩青年会議所理事長
- 現 萩市地域事業懇話会委員



## 議案第 39 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

萩市における人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を聞く。

令和 6 年 2 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所



ひろ なか たもつ  
弘 中 保



略 歴

- 現 人権擁護委員
- 現 民生委員・児童委員
- 現 保護司
- 現 萩市固定資産評価審査委員会委員